令和３年１１月５日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和２年（ワ）第　　　号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和３年８月２０日

判　　　　決

原　　　　告　　　　中　井　　忍

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

被　　　　告　　　　矢　野　賢　図

同訴訟代理人弁護士

主　　　　文

1　被告は，原告に対し，１７５万７８５２円並びにうち５０万円に対する平成３１年３月１１日から支払済みまで年５分の割合による金員及びうち１２５万７８５２円に対する同年４月１４日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

2　原告のその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用は，これを５分し，その３を原告の負担とし，その余を被告の負担とする。

4　この判決は，第１項及び第３項に限り，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求の趣旨

被告は，原告に対し，４３０万７８５２円並びにうち２８０万７８５２円に対する平成３１年３月１１日から支払済みまで年５分の割合による金員及びうち１５０万円に対する同月１６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。